

指名停止措置の概要

- (1) 商号又は名称 : 株式会社福産建設
- (2) 代表者氏名 : 代表取締役 吉田 一治
- (3) 主たる営業所の住所 : 石川町大字双里字桜町 20
- (4) 指名停止の期間 : 令和6年11月25日から令和8年8月17日まで (20カ月23日)
- (5) 指名停止理由 : 本町が発注した道路工事の指名競争入札を巡り、郡山区検察庁は談合罪で当該事業者の専務取締役を略式起訴し、郡山簡易裁判所が罰金50万円の略式命令を出し、令和6年11月9日付けで確定したことは、本町「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（以下、「基準」。）」別表第4 贈賄及び不正行為等による基準「(不正又は不誠実な行為) 6」に該当すると認められるため。併せて、基準「第4指名停止基準8」の規定に基づき指名停止期間を延長する。

指名停止措置の概要

- (1) 商号又は名称 : 水谷工業株式会社
- (2) 代表者氏名 : 代表取締役 近藤 健一郎
- (3) 主たる営業所の住所 : 石川町字当町 11
- (4) 指名停止の期間 : 令和6年11月25日から令和8年8月17日まで (20カ月23日)
- (5) 指名停止理由 : 本町が発注した道路工事の指名競争入札を巡り、郡山区検察庁は談合罪で当該事業者の従業員を略式起訴し、郡山簡易裁判所が罰金50万円の略式命令を出し、令和6年11月9日付けで確定したことは、本町「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（以下、「基準」。）」別表第4 贈賄及び不正行為等による基準「(不正又は不誠実な行為) 6」に該当すると認められるため。併せて、基準「第4 指名停止基準8」の規定に基づき指名停止期間を延長する。

指名停止措置の概要

- (1) 商号又は名称 : 株式会社佐藤渡辺 石川営業所
- (2) 代表者氏名 : 営業所長 前田 勝徳
- (3) 主たる営業所の住所 : 石川町字長久保 284
- (4) 指名停止の期間 : 令和6年11月25日から令和8年8月17日まで (20カ月23日)
- (5) 指名停止理由 : 本町が発注した道路工事の指名競争入札を巡り、郡山区検察庁は談合罪で当該事業者の所長を略式起訴し、郡山簡易裁判所が罰金40万円の略式命令を出し、令和6年11月9日付けで確定したことは、本町「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（以下、「基準」。）」別表第4 贈賄及び不正行為等による基準「(不正又は不誠実な行為) 6」に該当すると認められるため。併せて、基準「第4 指名停止基準8」の規定に基づき指名停止期間を延長する。